○○自治会防犯カメラ等管理運用規程【作成例】

（目的）

第１条

|  |
| --- |
| ○○自治会における防犯カメラの設置及び管理運用規程を定めた趣旨を説明します。 |

　例：この規程は、○○自治会内における犯罪抑止・未然防止及び早期解決を目的として設置する防犯カメラについて、地域住民のプライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

（定義）

第２条

|  |
| --- |
| 後の条文において、多数用いる用語や用語の説明が長いものをあらかじめ「○○は○○をいう」と定義づけておきます。（特に必要無ければ不要です。） |

例：この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）防犯カメラ等

　 不特定の車や人が往来する場所、特に公共空間における街頭犯罪の防止を

目的に設置され、継続的に撮影されるカメラであって、画像記録装置その他

必要な関連機器で構成されるものをいう。

（２）画像

　 　 防犯カメラ等に録画した映像をいう。

（設置場所等）

第３条

|  |
| --- |
| 設置場所や台数、稼働時間の記述、防犯カメラ等設置場所付近に標識等「防犯カメラ等設置区域であることを明示する内容」を掲示することなどを定めます。 |

例：　（１）設置場所及び設置台数

　　別紙配置位置図のとおり、○○自治会内に○台の防犯カメラ等を設置す

る。

　　　　　※配置位置図には、防犯カメラ等の設置場所、撮影方向を記してください。（～別紙配置位置図は省略）

（２）設置表示

　　防犯カメラの設置場所には「防犯カメラ作動中」の設置標識を掲示する｡

（３）稼働時間

　　防犯カメラ等の稼働時間は２４時間とする。

（設置者）

第４条

|  |
| --- |
| 防犯カメラ等の管理者を明らかにします。 |

例：防犯カメラの管理者は○○自治会会長とする。

（画像の保存期間及び消去方法等）

第５条

|  |
| --- |
| 防犯カメラ等の画像データ等の紛失、漏えい等の事態を防止するため、画像の保存期間や消去方法等の必要な事項を定めます。 |

例：（１）録画された画像は、原則として外部への持ち出しを禁止する。

（２）画像の保存期間は、録画の日から起算し１４日間保存（１週間以上であれば可）とする。

　 　 　（３）前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法

により自動的に行う。

　 （４）録画された記録媒体を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完

全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

（管理責任者等）

第６条

|  |
| --- |
| 防犯カメラ等の運用に際し、適切な管理運用、画像データ等の紛失、漏えい等の事態を防止するため、「管理責任者」の選任やその他必要な事項を定めます。 |

例：防犯カメラ等の適正な管理及び運用を行うため、管理責任者（以下「管理者」

という。）を置くものとする。

（１）管理責任者は、○○○とする。

（２）管理責任者を補佐するため、防犯カメラ等操作取扱者（以下「操作取扱

者」という。）を置くものとする。

（３）操作取扱者は、「管理責任者が指定した者」とする。

（４）管理責任者の責務は次のとおりとする。

① 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な

措置に関すること。

　　　 　 ② 操作取扱者に対する指導、監督に関すること。

　　 　　 ③ 防犯カメラ等及び画像記録装置の操作は、管理責任者及び操作取扱者以外

の操作を禁止する。

④ その他画像等の適正な取扱いに関すること。

　　　 （５）管理責任者及び防犯カメラ等操作取扱者が変更になった時は、その都度、市

長に届出をする。

（画像利用及び提供の制限）

第７条

|  |
| --- |
| 画像には個人情報が含まれていることから、その管理について遵守する事項を定めます。ただし、やむを得ず第三者に画像の情報提供をする場合について、管理責任者が遵守する事項を定めます。  (1)提供する際の要件  　　 法令に基づく照会や個人の生命等の安全を守るためなど  　(２)画像の閲覧や提供を行う方法の手続きなどについて |

例：法令に基づく場合を除き、画像データの利用又は提供をして

はならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

1. 捜査機関から犯罪捜査目的のため、文書により提供を求められたとき。

（２）個人情報画像から識別できる特定の個人の同意があるとき、または本人に

提供するとき。

（３）個人の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要であると認められるとき。

（守秘義務）

第８条

|  |
| --- |
| 画像には個人情報が含まれていることから、その取扱いは慎重にすべきであり、知り得た情報の漏えいをしないことを定めます。 |

例：画像の内容を知り得た者は、その情報を第三者に漏らしてはならない。

（苦情等への対応）

第９条

|  |
| --- |
| 防犯カメラ等の設置及び管理運用に関する苦情等に対し、速やかかつ適切に対応する旨を定めます。 |

例：管理責任者は、防犯カメラ等の設置及び管理運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切に措置を講ずるものとする。

附　則

この規程は、令和○○年○○月○○日から施行する。